

○東京藝術大学競争参加資格等審査委員会の設置について

〔平成18年9月5日〕  
学 長 裁 定

改正 平成20年4月15日 平成25年10月24日  
平成27年5月14日 令和5年10月26日

1 設置目的

東京藝術大学における施設整備事業を公正かつ厳正に実施するため、東京藝術大学工事入札手続関連要項第13条に基づき、東京藝術大学競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審議事項

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 工事希望型競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- (4) (1) から (3) に掲げる事項に関連するその他の事項

3 委員会の構成

- (1) 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 施設課長  
委員 企画総務課長  
委員 財務会計課長  
委員 財務会計課財務総括係長  
委員 施設課課長補佐

- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、委員長が召集する。
- (2) 委員会の庶務は、施設課において処理する。

附 則

この裁定は、平成18年9月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この裁定は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この裁定は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この裁定は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この裁定は、令和5年11月1日から施行する。